

守口市普通財産機械警備業務委託

守口市

仕 様 書

1 目的

本業務は、下記業務対象施設（以下、「対象施設」という。）において起こりうる火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、対象施設の適正な維持管理に資することを目的とする。

2 業務委託名称：令和8年度守口市普通財産機械警備業務委託

3 施設及び履行期間

- (1) 対象施設：別紙 守口市普通財産機械警備業務委託 対象施設一覧表のとおり
- (2) 対象施設の現在の警備機器設置図面は、防犯の観点から書面での提供はしないが、守口市総務課において閲覧可とする。希望する場合は事前に総務課に連絡の上、来庁すること。
- (3) 履行期間：別紙 守口市普通財産機械警備業務委託 対象施設一覧表のとおり
※対象施設については、売払い等や利用再開等があった場合は、契約期間を別途協議するものとする。

4 警備実施時間

警備実施時間は、24時間365日とする。

5 基本的事項

- (1) 本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③までの順番とし、これにより難しい場合は、受注者・発注者で協議する。
 - ①契約書（頭書、条項及び本仕様書をいう）
 - ②質問回答書
 - ③入札関係資料
- (2) 本業務を実施するにあたっては、警備業法、公安委員会規則、労働基準法、労働安全衛生法、及びその他諸法令を遵守し本仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている警備方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (4) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- (5) 本仕様書に定めがない事項は、施設管理者と協議する。

6 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各業務の用語の定義による。

- (1) 「施設管理者」とは、対象施設を所管する長をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理者との連絡調整を行う者で、受注者側の責任者をいう。
- (4) 「警備」とは、対象施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- (5) 「警備員」とは、警備業務に従事する者をいう。
- (6) 「機械警備」とは、対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。
- (7) 「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。

- (8) 「起動巡回警備」とは、対象施設の警備実施時間帯において、原則夜間（19時～翌5時を想定）に定期又は臨時に対象施設を巡回し、対象施設内の施錠確認及び外観の状態確認に当たることをいう。
- (9) 「巡回」とは、定期又は臨時に対象施設の屋内外を巡回し、警備に当たることをいう。
- (10) 「施設管理者の承諾」とは、受注者等が施設管理者に対し書面で申し出た事項について、施設管理者が書面をもって了解することをいう。
- (11) 「施設管理者の指示」とは、施設管理者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (12) 「施設管理者と協議」とは、協議事項について、施設管理者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (13) 「特記」とは、「5 基本的事項」の（1）に定める契約図書の①から③までに指定された事項をいう。
- (14) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

7 受注者の負担の範囲

業務の実施に必要な各対象施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

8 疑義等に対する協議等

- (1) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理者と協議する。
- (2) 協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
- (3) 協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、「10 業務の記録」の規定による。

9 業務責任者

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、警備員指導教育責任者資格者証について書面をもって施設管理者に通知する。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は各対象施設を兼任することができる。
- (3) 業務責任者は、警備員に業務目的、業務内容及び施設管理者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。また、業務を総合的に把握し、円滑に実施できるよう必要人員を定めること。

10 業務の記録

- (1) 施設管理者と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理者と協議の上、省略することができる。
- (3) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (4) (1) から (3) までの記録について、施設管理者より請求された場合は、提出又は提示する。

11 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるため、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

12 業務の報告

受注者は、当月の委託業務が完了したときは、翌月の5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、報告書を施設管理者に提出するものとし、異常が発生した場合は適宜提出するものとする。

13 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは契約図書及び報告書等により、施設管理者が行う業務の検査を受けるものとする。

14 警備方式等

- (1) 警備方式は、機械警備業務及び機動巡回警備とする。
- (2) 基地局において、対象施設の異常の有無を間断なく監視し、自動警報装置の異常時には施設管理者へ速やかに連絡を行い、機動巡回警備を併用しながら警備の万全を図ること。
- (3) 万一警備時間中に警報装置の作動が不能になった場合は、速やかに代替警備対策を講ずるものとする。代替警備対策の内容については、その都度協議の上決定する。
- (4) 各対象施設の機動巡回警備は、施設管理者の承諾を得た警備計画書に従い実施する。なお、対象施設に異常が生じた場合等により、施設管理者が警備の強化を要望した場合は、協議の上巡回数を増やせるものとする。

15 警備員の資格

- (1) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
- (2) 警備業務を遂行するため、本業務に従事する警備員等については、責任感厚く、誠実で健康な者を充てるものとする。
- (3) 法令により警備を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該警備を行うものとする。

16 警備計画書等

機動巡回警備を含めた警備計画書及び警備業務用機械装置の配置図面を業務着手前までに施設管理者に提出し承諾を得るものとする。

17 貸与資料

貸与資料は特記による。

18 勤務規律

受注者及び受注者の警備員は、次の勤務規律を守るとともに、業務の履行にあたっては、善良なる管理者の責務をもってあたるものとする。

- (1) 受注者は、常に警備員に対して業務履行に必要な教育及び指導を行うこと。
- (2) 警備員は、業務及び業務に適した服装並びに履物で業務を実施し、言動その他に十分な注意を払うこと。原則として受注者の定める制服を着用し、常時身分証明書を携帯すること。

19 鍵の取扱い

- (1) 警備に必要な鍵は発注者と受注者が相互に預託し、取扱いは警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。
 - ① 厳重に保管する。
 - ② 複製しない。
 - ③ 業務期間終了時に返却する。
 - ④ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。
- (2) 機械警備装置の出入管理は、電子キー（ICタグ）により個別で認識できるシステムとし、5個を受注者の負担で作成し、貸与するものとする。

20 警備業務用機械装置

(1) 警備業務用機械装置の機能は、次による。なお、機能の適用、警戒範囲等は本仕様書及び図面による

- ①施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能（マグネットセンサー）
- ②警戒区域の温度変化を感知する機能（パッシブセンサー）
- ③シャッターの開閉を感知する機能（シャッターセンサー）
- ④赤外線遮断を感知する機能（赤外線センサー）
- ⑤ガラス又は壁に設置し、破壊される周波数又は信号等を感知する機能（破壊センサー）
- ⑥センサーが感知した内容を表示する機能
- ⑦機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑧警備の開始、解除の操作を行う機能
- ⑨基地局に異常等の信号を送信する機能

(2) 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

21 持込み資機材等

業務において受注者が持込む資機材は、施設管理者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

22 習熟期間

受注者は、発注者の指示があった場合、契約締結後から業務開始までの期間に、発注者の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務を履行する上で必要な事項について習熟しなければならない。この場合、発注者はその機会を提供するものとし、受注者は自己の負担と責任において行なうものとする。

23 業務の引継ぎ

受注者は、履行期間の終了する前に発注者より指示のあった場合、通常の業務を行う他、業務を履行する上で必要な事項について、発注者の指定する者に引継がなければならない。

24 非常時の対応

- (1) 地震、暴風、豪雨、火災、その他の自然災害（以下「天災等」という。）に備え、あらかじめ施設管理者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (2) 天災等が発生した場合は、基地局及び警備員は速やかに臨機の処置を講じ、関係機関へ連絡するとともに、業務責任者に連絡し、協力して緊急事態に対処し、施設管理者に急報するものとする。人命の安全確保を最優先とする。

25 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令を遵守し原則として受注者の負担で適切に処理する。

26 賠償保険の加入

受注者は、業務の実施にあたり必要な賠償責任保険に加入すること。

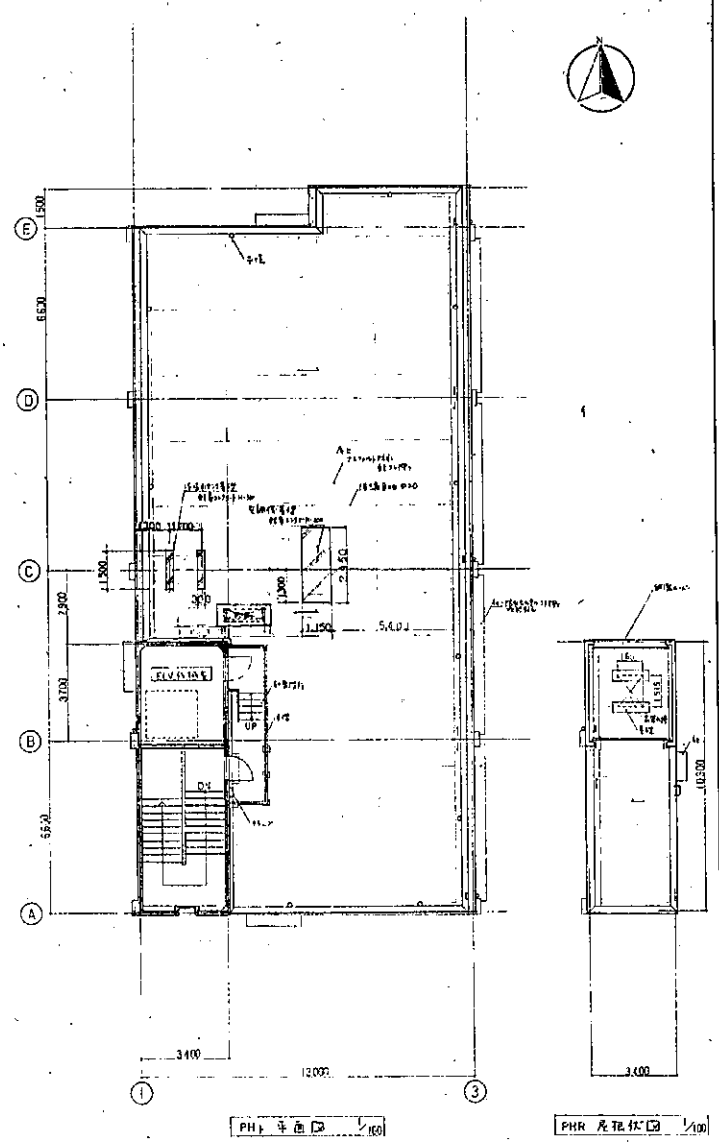
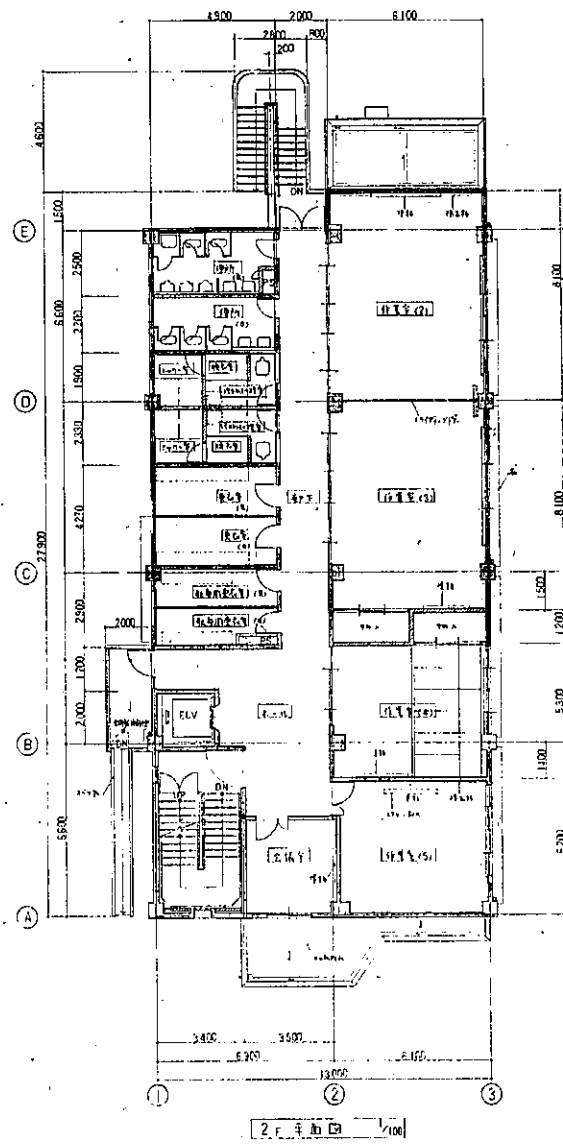
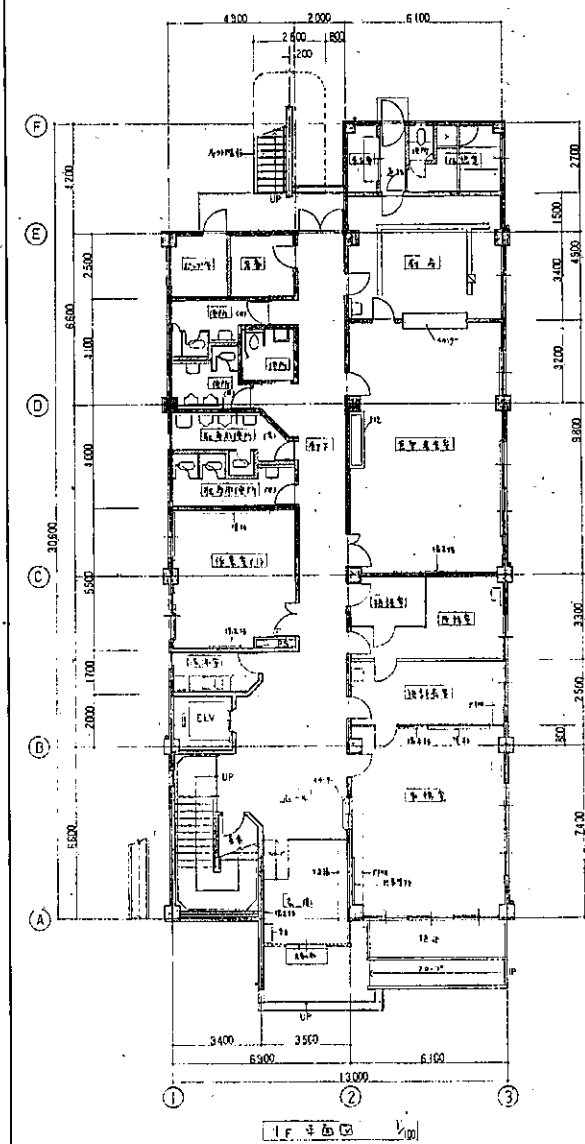
27 その他（損害賠償）

- (1) 受注者等が、業務中の過失により施設を滅失し、あるいは損傷したときは、直ちに施設管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 警備員は、自己の過失によって発注者に損害を与えたときには、その賠償に関して業務責任者に報告をするとともに、受注者は施設管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

守口市普通財産機械警備業務委託 対象施設一覧表

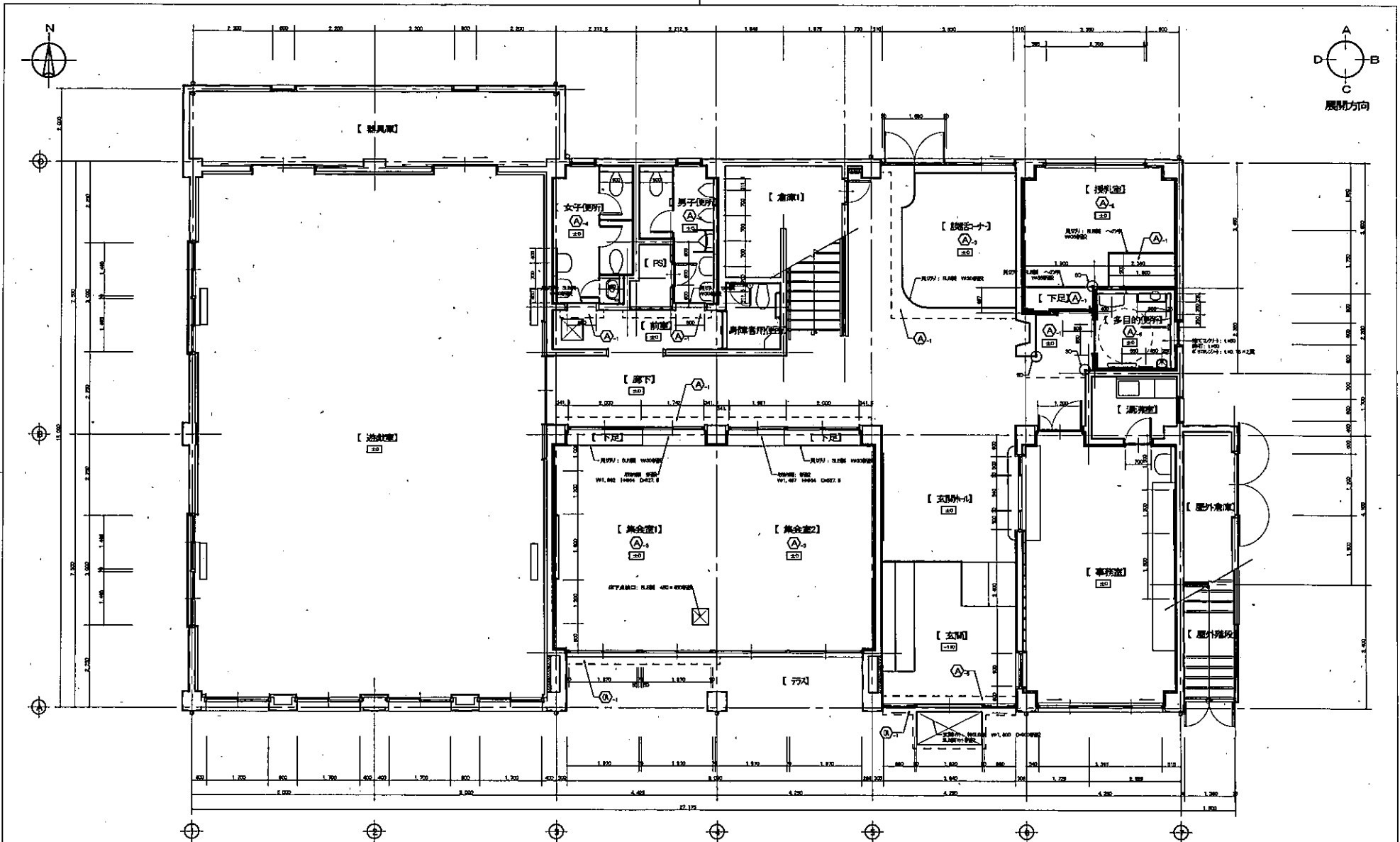
所管課	施設名	住所	警備方法	履行期間	延べ床面積㎡
総務課	旧障がい者・高齢者交流会館	日吉町1-2-12	機械警備及び機動巡回警備	令和8年9月1日～令和9年8月31日	366.72
	旧児童センター	金田町1-4-1	機械警備及び機動巡回警備	令和8年9月1日～令和9年8月31日	742.52
	旧わかたけ園	菊水通2-8-17	機械警備及び機動巡回警備	令和8年9月1日～令和9年3月31日	810.92
合計					1,920.16

※旧わかたけ園について、売払いを予定していることから、所有権の移転日によって、契約期間を別途協議するものとする。



PHR

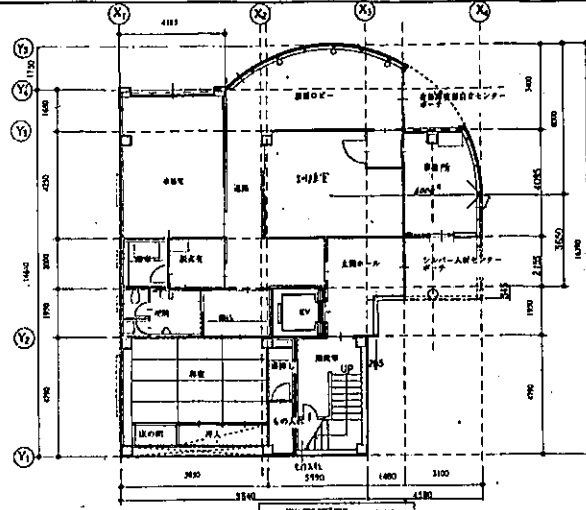
	牆壁
	門
	窗
	樓梯
	機房



改修後 1階

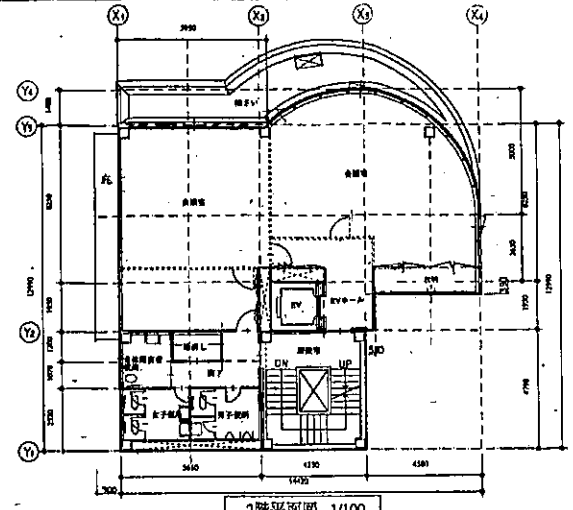
符号	内容	備考	符号	内容	備考	符号	内容	備考	符号	内容	備考	符号	内容	備考	符号	内容	備考	内容
○	壁面改修表示		□	天井改修表示		△	床改修表示		▽	窓改修表示		◇	扉改修表示		●	設備改修表示		内容
○	改修後表示		□	改修後表示		△	改修後表示		▽	改修後表示		◇	改修後表示		●	改修後表示		内容
○	改修前表示		□	改修前表示		△	改修前表示		▽	改修前表示		◇	改修前表示		●	改修前表示		内容

工事名	児童センター内部及び外構改修工事	設計図	No.	検印	設計年月日	縮尺	整理番号
図面名	改修後 1階平面詳細図			製図	H27.6	1:50	A-34

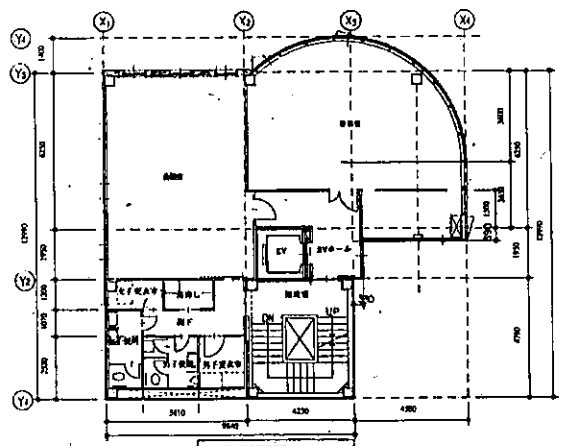


1階平面図 1/100

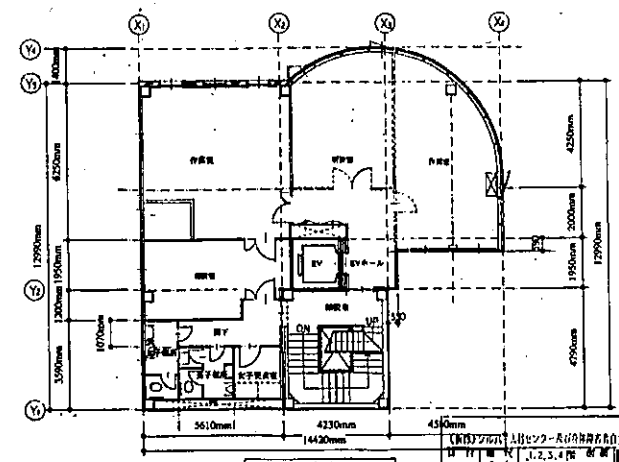
注記
 付帯部分の境界線を示す。
 ⊗ 交通規制の箇所を示す。



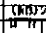
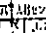
2階平面図 1/100



3階平面図 1/100



4階平面図 1/100

 北
 1/100
 1:2,5.4階
 平面図
 A-9